「令和4年度2世代推し事(お仕事)はかどるプロジェクト業務」 企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和4年度2世代推し事(お仕事)はかどるプロジェクト業務

2 実施主体

宮城県

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 委託業務の目的

本県では、20代の転出超過が顕著であり、男女ともに大学等への入学時に転入し就職等のため県 外へ転出する傾向がある。

今後,就職を迎える10代~20代前半を指すZ世代は,これまでの世代とは異なる価値観を持ち,平等性や多様性を当たり前と捉え,趣味を重視するという傾向が見られる。

本事業では、このような Z 世代の特性の中でも、若い女性の 7 割以上が実施すると言われる、アイドルやアニメのキャラクター、登山やキャンプなどのアウトドア趣味といった自分の好きな「推し」を応援する活動、いわゆる「推し活」に着目しながら、その特性を受容する企業の育成や環境整備を支援するとともに、宮城が持つ「推し活」に適した地域性などを活かしたイベントや企業と学生のマッチング支援を実施することで、「推し活」と「就活」の融合を図り、県内企業における Z 世代を含む若年層の採用力向上及び定着促進、加えて県外からの誘引を推進する。

5 委託業務の内容

次の(1)から(4)までに掲げる業務を行うものとし、要する経費はいずれも委託料に含むものとする。

(1)企業向け支援

支援対象の企業は、宮城県内に活動拠点(本社又は営業所等)を有し、Z世代を含む若年層の採用・職場定着に意欲のある企業とする。

企業向け支援の実施に当たっては、Z世代の価値観に対する認識を広めるとともに、価値観に対応した企業の転換が必要であることを周知できるよう配慮すること。

イ 相談窓口の設置

来所、電話及びホームページ等により人材確保や職場環境改善等に関する相談を随時受付

ロ 人材確保・職場定着等に関するセミナーの開催

下記のようなセミナーを6回以上実施すること。なお、対面式での実施に加えて、オンライン でのセミナー配信を行うなど、企業が参加しやすい実施手法に配慮すること。

○参考事例

【採用に関するセミナー】

・経営者・人事担当者向け採用力向上のためのセミナー

・経営者・人事担当者向け就活生理解のためのセミナー

【職場定着に関するセミナー】

- ・経営者・人事担当者向け職場定着率向上のためのセミナー
- ・管理者・リーダー向け新入社員等の育成のためのセミナー
- ・新入社員・若手社員向けモチベーション維持やビジネススキル向上に繋がるセミナー
- ・従業員同士での職種・業種の垣根を越えた研修会

【魅力ある職場づくりに関するセミナー】

- ・経営者・人事担当者向け女性活躍のためのセミナー
- ・経営者・人事担当者向け職場環境改善のためのセミナー
- ・管理者・リーダー向け女性管理職育成のためのセミナー
- ハ 企業訪問による相談対応及び専門家派遣によるコンサルティング

下記のような企業訪問や専門家派遣による個別支援を50回以上実施すること。

○参考事例

- ・相談窓口で相談を受け付けた企業やセミナー参加企業を訪問し、採用、従業員の定着、 女性活躍及び職場環境改善に向けた取組をフォロー
- ・国や地方公共団体等が行う人材確保等に関する各種支援施策の周知 等
- ・専門家の企業訪問による求人方法や求人手段のアドバイス
- ・企業の職場環境向上や女性活躍のための取組や人事担当者への人材育成のアドバイス
- ・仕事や職場の人間関係などの悩みに関する相談の実施やカウンセリングの実施
- ・推し活休暇制度の創設など,企業の就業規則の改正や女性活躍推進法に基づく一般事業 主行動計画の見直しが必要な場合の支援
- ニ 県内企業の人材確保、新入社員等の早期離職防止に資するその他の取組

○参考事例

- ・中小企業における採用計画の策定支援
- ・職場定着等に関するハンドブックの作成
- ・採用・定着・女性活躍等に関する成功事例の作成

ホ 事業の周知

本事業をPRするチラシやホームページ等の作成のほか、関係機関との連携により効果的に 事業を周知する。

(2) 学生向け支援

支援対象の学生は、主に大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の学生とすること。 なお、本事業の目的を達成するために必要と認められる場合には、このほかの学生を対象とすることができる。

学生向け支援の実施に当たっては、Z世代の価値観を考慮しながら、推し活に関連した内容を含むものとすること。

イ 学生向けオンライン番組の配信

宮城県での就職を考える契機となる番組を、推し活をテーマに制作する。

- (イ)番組配信はオンライン上で行うが、配信会場には観客(就活生等)を動員すること。
- (ロ)番組ゲストは、みやぎ絆大使など、宮城県にゆかりのある人物かつ若年層に人気のある人物 をキャスティングすること。

(ハ)番組内容は、ゲストによる推し活に関連のある県内企業(推し活に関する取組を行う企業, 推し活を行う社員のいる企業,推し活関連グッズを生産している企業等)の紹介や、働きな がら推し活を行う若手社員とのトークセッションなど、企業紹介と推し活を関連させなが ら、学生が県内就職について考える契機を持てる内容にすること。また、宮城県で働く魅力 や暮らす魅力、推し活を実施する上での魅力などについて訴求する内容とすること。

(3) マッチング支援

5 (2) イの番組を視聴した学生等がインターンシップ情報及び推し活関連県内企業の情報等を得られるよう、次に掲げる推し活に理解のある企業等とのマッチングの場を設ける。

イ 合同企業説明会の実施

- (イ)参加企業は推し活に理解のある、またはZ世代の採用・職場定着に意欲のある県内企業30 社程度とし、原則、5 (1)の企業向け支援を行っている企業とする。
- (ロ) 参加学生は県内外の大学生等とし、ホームページ、SNS、DM等の手法により広く周知し、集客を図るものとする。
- (ハ) 年度内に1回以上開催することとし、開催にあたっては会場規模・アクセスの良さなど利便性を考慮して会場を決定すること。
- (二) 開催日については、県と協議の上、決定すること。
- ロ 学生と推し活先輩社員との座談会の実施

5 (2) イの番組を視聴した学生等と推し活を行う若手社員との座談会を4回以上実施する。 なお、推し活を行う若手社員は開催の都度異なる業種の企業から選出すること。

(4) 事業の周知

学生等の県内定着及び県外からの誘引という本事業の目的に照らし、本事業を PR するチラシやホームページ・SNS 等の作成のほか、関係機関との連携により効果的な事業の周知を県内外において実施すること。ホームページや SNS 等での情報発信においては、事業内各種イベントの周知だけでなく、宮城県で暮らすことの魅力等についても訴求すること。

6 委託業務の達成目標

発注者が想定する,当該事業に係る最低限必要な事業達成目標は以下のとおりとするが,その他必要と思われる目標について提案すること。

(1) セミナー参加企業数

7 5 社以上

(2) 個別支援企業数

2 5 社以上

(3)番組配信イベント来場者数

80名以上

(4) 番組配信イベント視聴数

40,000回以上

(5) 支援企業における新規大卒者等採用者数

50名以上

(6) 支援企業における新規大卒者等の1年以内離職率 11.4%以下

7 委託業務の実施体制

(1) 各種専門スタッフの確保及び派遣

企業や新入社員等の様々な課題に応じ、要望に応えられるよう、採用、職場定着及び女性活躍、職場環境改善に係る課題解決に必要な知識と指導能力を有する人選、また各種イベントの実施を円滑かつ効果的に進めるために必要な知識等を有する人選を行うこと。

(2) 事務スタッフの配置

本業務の進行管理・運営に係る事務スタッフを受託者において1名以上配置する。

8 注意事項

(1) 就職・採用活動のスケジュール等について

国等が就職・採用活動に関する要請(「2023 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」等)を行った場合には、その内容を遵守すること。

(2) セミナー等の講師及び会場について

セミナーの講師及び会場については、企画提案内容を基本とするが、県と協議し決定する。

(3)番組配信,合同企業説明会,座談会等の会場について 会場については、企画提案内容を基本とするが、県と協議し決定する。

(4) 広報等における県の役割について

県は,事業実施に当たり関係機関や県内経済団体への事業実施周知等を行う。

(5) 関係機関との連携について

本業務を実施するに当たり、宮城労働局、ハローワーク、産業支援機関及び地方振興事務所等 との連携に当たり十分な調整を図るものとする。

(6) 進捗状況の報告等について

受託事業者は、本事業の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。また、県から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を閲覧させること。

(7) 委託契約書に定めのない事項について

受託事業者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書に定めのない事項が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。

9 秘密及び個人情報の保持

- (1) 秘密の保持
- イ 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的では使用しないものとする。
- ロ 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用 してはならない。
- ハ 受託事業者は、本業務で知り得た秘密を保持しなければならない。
- (2) 個人情報の保持

受託事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報保護条例を 遵守すること。

10 その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い理由若しくは本仕様書に記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従う。
- (2) 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。